

別表 2 (第 4 5 条及び第 4 7 条関係)

1 入学検定料

| |
|----------|
| 入学検定料 |
| 35,000 円 |

2 入学金、授業料及び教育充実費 (第 4 5 条関係)

1) 修士課程及び博士前期課程

| 入 学 金 | 授業料(年額) | 教育充実費 (年額) |
|-----------|-----------|------------|
| 200,000 円 | 610,000 円 | 100,000 円 |

ただし、標準修業年限に達し、修了要件の不足が論文の合格及び論文指導に係る科目の単位修得のみの場合は、授業料及び教育充実費を前期、後期それぞれ年額の 4 分の 1 相当額とする。

2) 博士後期課程

| 入 学 金 | 授業料(年額) | 教育充実費 (年額) |
|-----------|-----------|------------|
| 200,000 円 | 610,000 円 | 100,000 円 |

ただし、標準修業年限に達し、修了要件の不足が論文の合格及び論文指導に係る科目の単位修得のみの場合は、授業料を要せず、教育充実費のみ前期、後期それぞれ年額の 4 分の 1 相当額とする。

3) 第 6 条の 2 に規定する長期履修をする学生の授業料及び教育充実費は、1)、2) に定める年額にかかわらず、別に規程で定める。

3 在籍料

| |
|----------|
| 学 期 |
| 60,000 円 |